

平成22年生駒市議会（第3回）定例会議案

平成22年6月14日

生 駒 市

平成 22 年生駒市議会（第 3 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 2 号	平成 21 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第 3 号	平成 21 年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 4 号	平成 21 年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	4
報告第 5 号	平成 21 年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	5
議案第 33 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回))	6～9
議案第 34 号	平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)	10～12
議案第 35 号	生駒市職員の育児休業等に関する条例及び生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13～16
議案第 36 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17～19
議案第 37 号	生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20～21
議案第 38 号	生駒市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について	22～23
議案第 39 号	生駒市まちをきれいにする条例の制定について	24～30
議案第 40 号	鹿ノ台中学校耐震補強工事請負契約の締結について	31
議案第 41 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について	32～33
議案第 42 号	市道路線の認定について	34
議案第 43 号	生駒市監査委員の選任について	35

平成 21 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
総務費	総務管理費	文書管理事業	1,150,000	1,150,000		859,000			291,000	
		電算管理事業	15,000,000	15,000,000		11,678,900			3,321,100	
		交通安全対策事業	16,334,000	16,333,332					16,333,332	
		防災事業	1,389,000	1,389,000		1,389,000				
民生費	社会福祉費	介護保険円滑導入事業	29,219,000	29,219,000		6,534,000			22,685,000	
		子ども手当支給事業	10,227,000	8,300,000		8,300,000				
		市立保育所施設整備事業	80,458,000	69,252,000		52,812,772			16,439,228	
衛生費	清掃費	学童保育施設整備事業	3,490,000	3,490,000		2,608,000			882,000	
		ごみ減量化対策事業	5,890,000	5,889,450					5,889,450	
		清掃センター管理事業	6,000,000	6,000,000		4,482,000			1,518,000	
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修事業	90,150,000	89,729,437	35,000	51,207,000	15,200,000		23,287,437	
		バリアフリー一歩道整備事業	31,000,000	31,000,000		13,200,000	7,500,000		10,300,000	
		北田原南北線改良事業	42,000,000	41,110,450		22,610,748	12,900,000		5,599,702	
		道路新設改良事業	48,971,000	47,417,550		23,646,658	7,400,000		16,370,892	
		河川水路改修事業	3,000,000	2,600,000					2,600,000	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国県支出金	地方債	特定財源		
土木費	都市計画費	谷田大路線街路整備事業	48,163,000	48,162,975			18,600,000		29,562,975	
		大沢鹿畑線街路事業	34,000,000	34,000,000			12,000,000		10,000,000	
		ふれあいセンター管理事業	3,100,000	3,100,000			2,316,000		784,000	
		公園整備事業	46,000,000	29,100,000			10,500,000	15,200,000	3,400,000	
消防費	消防費	生駒山麓公園整備事業	7,000,000	7,000,000			5,230,000		1,770,000	
		消防施設整備事業	14,000,000	14,000,000			10,900,306		3,099,694	
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	60,175,000	60,175,000			26,520,000		33,655,000	
		中学校施設整備事業	236,500,000	236,500,000			107,939,000	91,500,000	37,061,000	
		幼稚園施設整備事業	15,800,000	15,800,000			12,118,933		3,681,067	
	社会教育費	中央公民館管理事業	5,088,000	5,087,250			3,960,899		1,126,351	
		文化財保護事業	2,950,000	2,950,000			2,296,850		653,150	
		コミュニティセンター管理事業	2,700,000	2,700,000			2,102,202		597,798	
保健体育費	保健体育費	体育施設整備事業	9,000,000	9,000,000			6,724,000		2,276,000	
		学校給食センター整備事業	4,000,000	4,000,000			2,988,000		1,012,000	

平成22年6月14日提出

生駒市長 山下 真

平成 2 1 年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	360,000,000	355,000,000		122,500,000	232,400,000		100,000	
		浄化センター管理事業	363,000	362,800		197,000	120,400		45,400	
		浄化センター施設整備事業	33,869,000	33,849,200		18,569,600	15,279,600			

平成 2 2 年 6 月 1 4 日提出

生駒市長 山下 真

平成21年度 生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成21年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る繰越額の財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	山崎浄水場ろ過設備改良工事	1,125,000,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				393,800,000	166,635,700	560,435,700	471,450,000	88,985,700	492,185,700	492,185,700		0

平成22年6月14日提出

生駒市長 山下 真

平成21年度 生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良工事	390,956,178	226,511,068	132,174,000	46,840,000	85,334,000	101,518,295	0	関連工事等の進捗に合わせ ため
		配水施設工事	3,136,000	2,052,750	2,400,000	2,400,000	0	736,000	0	関連工事等の進捗に合わせ ため

平成22年6月14日提出

生駒市長 山下 真

議案第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成22年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年5月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年6月14日提出

生駒市長 山下 真

専第 5 号

専 決 処 分 書

平成 22 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 22 年 5 月 31 日

生駒市長 山下 真

平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 22 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101,360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,249,664 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 前期高齢者交付金		2,542,342	101,360	2,643,702
	1 前期高齢者交付金	2,542,342	101,360	2,643,702
歳 入 合 計		10,148,304	101,360	10,249,664

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 前年度繰上充用金		0	101,360	101,360
	1 前年度繰上充用金	0	101,360	101,360
歳 出 合 計		10,148,304	101,360	10,249,664

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 5 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 前期高齢者交付金	2,542,342	101,360	2,643,702	1 前期高齢者交付金	101,360	
計	2,542,342	101,360	2,643,702			

歳出

(款) 13 前年度繰上充用金

(項) 1 前年度繰上充用金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特出金	財源				
					国県支金	地方債			
1 前年度繰上充用金	0	101,360	101,360		一般財源	101,360	22 補償補填及び賠償金	前年度繰上充用金	
計	0	101,360	101,360			101,360			

議案第 34 号

平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 22 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,275,564 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 6 月 14 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 前期高齢者交付金		2,643,702	25,900	2,669,602
	1 前期高齢者交付金	2,643,702	25,900	2,669,602
歳 入 合 計		10,249,664	25,900	10,275,564

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 老人保健拠出金		73	25,900	25,973
	1 老人保健拠出金	73	25,900	25,973
歳 出 合 計		10,249,664	25,900	10,275,564

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 5 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 前期高齢者交付金	2,643,702	25,900	2,669,602	1 前期高齢者交付金	25,900		
計	2,643,702	25,900	2,669,602				

[単位 千円]

歳出

(款) 5 老人保健拠出金

(項) 1 老人保健拠出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説	明
				特定	財源					
					国県支	地方				
1 老人保健医療費拠出金	1	25,900	25,901		一般財源	25,900	19 負担金補助及び交付金	25,900	老人保健医療費保険者負担金	
計	73	25,900	25,973			25,900				

[単位 千円]

議案第 35 号

生駒市職員の育児休業等に関する条例及び生駒市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 6 月 14 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の育児休業等に関する条例及び生駒市職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月生駒市条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号と
し、第 5 号及び第 6 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間は、57 日
間とする。

第 3 条の見出しを「(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別
の事情)」に改め、同条中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項ただし書」に改
め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第 5 条に規定する」に、「同
号」を「同条」に改め、同条第 4 号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当
該子の親である者に限る。)」が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他

の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親である者に限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第19条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第20条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同

条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「前条第2項」を「第7条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない理由による臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正

前の生駒市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の生駒市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

- 3 第2条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務の制限を請求する1の期間の初日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、任命権者の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 6 月 14 日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31 年 11 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の委員の部中「月額 145,000」を「日額 32,000」に、「月額 99,000」を「日額 29,000」に改め、同表選挙管理委員会の委員の部中「月額 75,500」を「日額 21,000」に、「月額 45,500」を「日額 16,000」に改め、同表選挙事務関係者の部中

「

選挙長（開票管理者）	選挙 1 回につき 19,000
------------	------------------

」を
「

選挙長	日額 19,000
開票管理者	選挙 1 回につき 19,000

」に改め、同表監査

委員の部中「月額 145,000」を「日額 32,000」に、「月額 6

1,000」を「日額 24,000」に改め、同表公平委員会の委員の部を次のように改める。

公平委員会の委員	日額 16,000
----------	-----------

別表農業委員会の委員の部中「月額 71,000」を「日額 21,000」に、「月額 61,000」を「日額 18,000」に、「月額 56,000」を「日額 16,000」に改め、同表備考第3項中「この表」を「上表」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第2項中「この表」を「上表」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第1項中「この表」を「上表及び次項」に改め、同項を同表備考第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 上表の規定にかかわらず、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員（以下これらを「行政委員」という。）が、当該執行機関の任務又は所掌事務の範囲内において、当該執行機関の決定に基づいて委員ごとに行う調査、調整、書面の作成等の勤務で市長が認めるものに従事したときは、勤務時間数に応じて報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とし、その月の分を翌月の末日までに支給するものとする。
 - (1) 1日の勤務時間数が、上表に定める当該行政委員の報酬の額を5,000円で除して得た値を超える日（以下「特定日」という。）当該行政委員の報酬の額
 - (2) 特定日以外の日 その月における特定日以外の日に係る勤務時間数の合計（その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。）に5,

〇〇〇円を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に任期が開始する特別職の職員で非常勤のものの報酬について適用する。

議案第 37 号

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 6 月 14 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 7 項及び第 8 項中「第 38 条第 1 項各号のいずれか」を「第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第 11 項第 4 号中「第 56 条の 2 第 3 項」を「第 56 条の 3 第 3 項」に改め、同条第 14 項第 1 号中「第 56 条の 2 第 1 項第 1 号イ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 2 号中「第 56 条の 2 第 1 項第 1 号ロ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロ」に改める。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年 2 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 8 項中「第 38 条第 1 項各号のいずれか」を「第 38 条第 1 項に

規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年4月1日(以下「適用日」という。)前に生駒市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であった者又は生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員であった者(以下これらを「職員」という。)であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する第1条の規定による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第7項及び第8項並びに第2条の規定による改正後の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

生駒市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成22年6月14日

生駒市長 山下 真

生駒市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

生駒市自転車等放置防止条例（平成5年3月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「処分する」を「廃棄処分にする」に改め、同条第3項中「告示の日」の次に「（以下「告示日」という。）」を加え、「は、規則で定めるところにより処分する」を「、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等を廃棄等の処分にする」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、前項の規定により自転車等を売却した後、告示日から起算して6月以内に当該自転車等の所有者から請求があったときは、保管した代金を返還しなければならない。

5 告示日から起算して6月を経過してもなお保管した自転車等（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等

の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定により、市に帰属する。

第15条第2項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

生駒市まちをきれいにする条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成22年6月14日

生駒市長 山下 真

生駒市まちをきれいにする条例

私たちは、生駒山に象徴される恵まれた緑豊かな自然環境のもとで、生活を営み、文化や歴史を育んできました。

そして、私たちの住む生駒市を美しくきれいなまちにしたいとの思いを込めて、「みんなで創るきれいな街」を合言葉に、竜田川や富雄川のクリーンキャンペーンや自治会清掃、啓発看板の設置などさまざまな取り組みをしてきました。

また、近年多くのボランティアが日常的に清掃美化活動をしています。

しかし、清掃したすぐ後に、たばこの吸い殻や空き缶等のごみを捨てていく人がいます。

散歩中に飼い犬が排せつしたふんを放置したり、投棄する人もいます。

人通りの中で歩きながらたばこを吸う人もいます。

また、きれいな建築物や工作物にみにくい落書きをする人がいます。

このような行為により、被害や迷惑を被っておられる方が数多くおられ、きれいな生駒の環境が損なわれるとともにその処理には多大な労力と経費が必要となっています。

これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個々の良心だけに

委ねるのではなく、一定のルールを定め、市民、事業者、市がそれぞれの責務を認識するとともに、それぞれが協働して取り組み、先人から受け継いだすばらしい生駒の環境をさらに高め、保全活用し、将来を担う子どもたちに引き継いでいくため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号）の基本理念に基づき、環境美化に関する市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働してまちをきれいにするための施策について必要な事項を定め、市民等が快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 飼い主等 犬、猫その他の愛がん動物（以下「犬等」という。）を飼養し、又は現に管理する市民等をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等を収納していた容器、チラシ、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て たばこの吸い殻及び空き缶等を定められた場所以外の場所に捨て、又は放置することをいう。

(7) ふん放置 散歩中等に犬等が排せつしたふんを放置し、又は投棄することにより、公共の場所等を汚すことをいう。

(8) 落書き 公共の場所又は他人が所有し、若しくは管理する建物等に、権原のある者の承諾を得ることなく、みだりに文字、図形、模様等を描くことをいう。

(9) 公共の場所 道路、河川、公園、駅等所有のいかんを問わず、公共の用に供される場所をいう。

(10) 空き地等 宅地化された状態の土地で、現に人が使用していない土地又は人が使用していても相当の空闲地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地及びこれらに準ずる土地をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、屋外で自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又はたばこの吸い殻入れ及び空き缶等を回収する容器に収納することにより、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民等は、まちをきれいにするために市が実施する施策に協力し、地域の美観の保持及び快適な生活環境の確保に努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第4条 飼い主等は、犬等を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、犬等がふんを排せつしたときは、当該用具に入れて持ち帰る等適正に処理しなければならない。

2 飼い主等は、犬等のふん放置防止のために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、土地又は建物を清潔に保ち、ポイ捨て、ふん放置及び落書きをされないように努めなければならない。

2 土地所有者等は、土地又は建物の周辺及び地域の美観を保持し、並びに市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨ての防止について、従業員の啓発及び教育に努めなければならない。

2 たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨てをされるおそれのある物の販売を行う事業者は、ポイ捨ての防止について、消費者の啓発に努めなければならない。

3 事業者は、まちをきれいにするために市が実施する施策に協力し、事業所周辺及び地域の美観を保持し、並びに快適な生活環境を確保するよう努めなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、まちをきれいにするために、市民等及び事業者に対して意識啓発に努めるとともに、地域の美観の保持及び快適な生活環境を確保するため、市民等及び事業者による自主的な地域貢献活動に対し、積極的な支援を行うものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関と連携して、その推進に努めるものとする。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人の占有する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(ふん放置の禁止)

第9条 飼い主等は、犬等のふん放置をしてはならない。

(落書きの禁止)

第10条 市民等は、落書きをしてはならない。

(喫煙の制限)

第11条 市民等は、公共の場所において、吸い殻入れが設置されていない場合又は吸い殻入れを携帯していない場合は、喫煙してはならない。

2 市民等は、公共の場所において、歩行し、又は自転車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）により移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第12条 自動販売機により飲食物等を販売する者は、当該自動販売機に隣接する場所に空き缶等を回収する容器を設置するとともに、当該容器を適正に管理しなければならない。

(チラシ等の散乱防止)

第13条 公共の場所において、チラシ、リーフレットその他の物（以下「チラシ等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者は、速やかに配布場所周辺に散乱した当該チラシ等を収集し、処理しなければならない。

(空き地等の適正管理)

第14条 土地所有者等は、空き地等に雑草等（雑草又はこれに類するかん木類をいう。）を繁茂させ、又は廃棄物等を堆積させることで、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、生活環境を阻害しているような状態（以下「不良状態」という。）にならないよう、除草等を行うなど適正に管理しなければならない。

(公共の場所の管理)

第15条 公共の場所を管理する者は、その場所が不良状態にならないよう除草等を行うとともに、第8条から第10条までの規定による禁止行為の防止について必要な措置を講じ、市の施策に協力するものとする。

(環境美化等の協定)

第16条 市民等及び事業者は、その活動する地区において、市が管理する公共の場所の環境美化について、市長と協定を締結することができる。

2 市長は、前項の協定を締結したときは、効果的にその活動が行われるよう、必要な範囲で支援するものとする。

(環境美化巡視員の設置)

第17条 市長は、環境美化の推進を図るため、環境美化巡視員を置くことができる。

2 環境美化巡視員は、市内における環境美化の推進に関する啓発活動を行うほか、人の混雑する場所等での環境美化の推進を図るための巡視その他必要な活動を行うものとする。

(調査及び指導)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該必要な場所に市長の指定する職員を立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第19条 市長は、第8条から第11条第1項まで又は第12条から第14条までの規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命令することができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従

わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 命令の内容及び違反の事実
- (3) その他市長が必要と認める事項

（罰則）

第 2 1 条 第 8 条又は第 9 条の規定に違反した者で、前条第 1 項の規定による命令に従わなかった者は、50,000 円以下の過料を科する。

（委任）

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 0 条及び第 2 1 条の規定は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

鹿ノ台中学校耐震補強工事請負契約の締結について

平成22年5月20日事後審査型条件付一般競争入札に付した鹿ノ台中学校耐震補強工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 鹿ノ台中学校耐震補強工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 174,132,000円
- 4 契約の相手方 天理市蔵之庄町49番地2
株式会社米杉建設
代表取締役 米杉伸喜
- 5 工期 契約の日から平成22年10月29日まで

平成22年6月14日提出

生駒市長 山下 真

議案第 41 号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から生駒市を脱退させることとするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成22年6月14日

生駒市長 山下 真

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を変更する規約
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約(平成17年1月1日奈良県指令市町村第989号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2市の項中「、生駒市」を削る。

附 則

- 1 この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。
- 2 平成22年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(生駒市)の会計年度は、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約第18条の規定にかかわらず、平成22年4月1日からこの規約の施行の日の前日までとする。

- 3 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（生駒市）の平成
21年度及び平成22年度の決算については、なお従前の例による。

議案第 42 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	さつき台72号線	壺分町507番3先 壺分町509番3先	
2	高山北田原線支線16号	北田原町1048番8先 北田原町1072番24先	
3	生駒台南23号線	生駒台南219番5先 生駒台南219番10先	
4	緑ヶ丘9号線	緑ヶ丘1454番21先 緑ヶ丘1454番171先	

平成22年6月14日提出

生駒市長 山下 真

議案第 43 号

生駒市監査委員の選任について

生駒市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 藤 本 勝 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成22年6月14日提出

生駒市長 山 下 真